

**町内環境美化一斉清掃を実施します**

期日 5月29日(日) ※小雨決行  
延期の場合は6月5日(日)

※実施内容は、広報日  
の出5月号でお知らせ  
します。ごみのない町・  
きれいな日の出町」を  
目指し、皆で頑張りましょう！



**問 生活安全安心課 環境リサイクル係**

内線 336

**住宅用太陽エネルギー利用機器設置費助成**

個人住宅に太陽エネルギー利用機器を設置する方で、次の要件に該当する方に対し、要綱(窓口配付、ホームページ掲載)に基づき経費の一部を補助します。

- 対象**
- ① 対象設置期間中に太陽電池モジュール認証機関からの認証を受けている機器を設置した方で、期間中に電力需給契約済であること(太陽光発電システムのみ)
  - ② 対象設置期間中に財団法人ベータリビングの優良住宅部品(BL部品)の認定を受けている太陽熱利用機器を設置した方(太陽熱利用機器のみ)
  - ③ 自ら居住する住宅に助成対象設備を新規に設置した方(併用、共同住宅は不可)
  - ④ 町内在住で、そこに居住している個人
  - ⑤ 町税を滞納していない方

**対象設置期間 平成27年12月29日～28年12月31日**

**助成額**

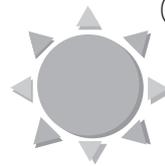
- ① 太陽光発電システム：1kW当たり2万5千円で上限は4kWまで
- ② 自然循環式太陽熱温水器：1㎡当たり6千円で最大3㎡まで
- ③ 強制循環式ソーラーシステム：1㎡当たり1万円で最大6㎡まで

予定基数 予算300万円の範囲内  
申込 平成28年4月1日(金)～29年1月10日(火)

※申込多数の場合は、抽選になります。

**問 生活安全安心課 環境リサイクル係**

内線 336



**小中学校の空間放射線量測定結果**

町内の全小・中学校の空間放射線量の継続的な測定を行っています。

3月10日～17日に校庭で測定した結果、全ての地点で基準値以下でした。

測定した数値は学校教育課でご覧いただけます。町ホームページで公開しています。

**問 総務課 広聴広報係**

内線 306

**循環組合の焼却灰の放射性物質測定結果**

東京たま広域資源循環組合は、日の出

町内のエコセメント化施設へ搬入する焼却灰(主灰・飛灰・飛灰固化物)の放射性物質濃度、二ツ塚処分場とエコセメント化施設周辺の空間放射線量の測定を行っています。

2月1日～24日に行った調査結果は、全ての調査で基準値以下でした。

なお、測定した数値は、企画財政課でご覧いただけます。

**問 企画財政課 企画係**

内線 311

**税金**

**固定資産情報の縦覧**

**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

納税者の方が自己所有の土地・家屋の評価額確認のため、周辺の土地・家屋(所有者名、税額など除く)の縦覧ができます。

期間 4月1日(金)～5月31日(火)  
土日・祝日を除く

時間 午前8時30分～午後5時

場所 税務課

対象 納税者本人(共有者含)、その他当該納税者の代理人(委任状持参者)など

**固定資産課税台帳の閲覧**

納税義務者の方が固定資産課税台帳の

うち、自己資産の記載部分のみ閲覧ができます。また、借地、借家人の方はその借地、借家部分のみ(税額など除く)閲覧できます。

期間 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)  
土日・祝日・年末年始を除く

時間 午前8時30分～午後5時

場所 税務課

対象 納税義務者本人(共有者含)、借家人、借家人、その他当該納税義務者の代理人(委任状持参者)など

持物 本人確認のため納税通知書や課税明細書、運転免許証などの身分証明書。代理人の方は、委任状(法人の場合社員証)、借地、借家人の方は賃貸借契約書、地代、家賃の領収書など

**固定資産課税明細書・納税通知書の送付**

平成28年度課税明細書、納税通知書は一つにまとめて5月上旬に郵送します。で、課税内容をご確認ください。

なお、納付の際には納期などの確認をお願いいたします。

**取り壊し家屋の届け出**

登記されている家屋で、全部または一部を取り壊された方は、法務局(登記所)へ滅失登記をしてください。また未登記の家屋は、税務課までご連絡ください。

**問 税務課 固定資産税係**

内線 265

国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲を見直します。

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、平成 28 年度から国民健康保険条例の一部を改正することになりました。改正点は次の 2 点です。

I 保険税の賦課限度額が上げられます。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
改正前	52 万円	17 万円	16 万円
改正後	54 万円 (+2 万円)	19 万円 (+2 万円)	16 万円 (変更なし)

(注) 介護保険分は 40 歳以上 65 歳未満の被保険者の方に課税されます。

II 所得の低い方の保険税軽減措置を拡充します。

世帯の前年中の所得が決められた所得基準 (※ 1) を下回っている場合は、保険税の均等割額が所得に応じて 7 割、5 割、2 割軽減されます。この軽減の基準となる所得額が上げられ、保険税の軽減対象範囲が拡大します。

① 5 割軽減の拡大

これまで 基準額 33 万円 + 26 万円 × 被保険者数 (※ 2) 以下  
 夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで約 184 万円以下  
 改正後 基準額 33 万円 + 26 万 5 千円 × 被保険者数 (※ 2) 以下  
 夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで約 186 万円以下

② 2 割軽減の拡大

これまで 基準額 33 万円 + 47 万円 × 被保険者数 (※ 2) 以下  
 夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで約 275 万円以下  
 改正後 基準額 33 万円 + 48 万円 × 被保険者数 (※ 2) 以下  
 夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで約 278 万円以下



※ 1 軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。  
 ※ 2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含まれます。

☆平成 28 年度から入院時食事療養費を見直します。 ※低所得者を除く

法令等が改正され、一般所得の方の入院時の食事代 (現行：1 食 260 円) は、入院と在宅療養の負担の公平などを図る観点から、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めることとし、平成 28 年度から 1 食 360 円、平成 30 年度から 1 食 460 円に段階的に引き上げられます。ただし、引上げ対象者のうち、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者などは負担額を据え置かれます。

☆限度額適用認定証等

入院、外来診療などの際、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、1 カ月毎の医療費が高額になった場合でも、支払う金額が世帯毎の自己負担限度額までになります。また、住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで、自己負担限度額と食事代が減額になります。もし、該当する方がおりましたら保険年金係まで申請してください。ただし、認定証は、申請した月の初日から有効になりますので、お早めの手続きをお願いします。なお、「限度額適用認定証」などを提示せずに一部負担金を支払い、高額療養費に該当した場合は、診療の月から 3 ~ 4 カ月後に「高額療養費支給のお知らせ」及び「支給申請書」をお送りします。

- ・ 70 歳未満で、住民税非課税世帯以外の方…限度額適用認定証
- ・ 70 歳未満、70 歳 ~ 74 歳で住民税非課税世帯の方…限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・ 70 歳 ~ 74 歳で住民税非課税世帯ではない方…高齢受給者証 ※限度額適用認定証等の手続きは不要です

☆特別徴収の納付方法の変更

特別徴収の対象になる方で、口座振替を希望する方は、税務課住民税係・町民課保険年金係に「国民健康保険税納付方法変更申出書」を提出することで、特別徴収ではなく口座振替による普通徴収で納付していただくことができます。納付方法を口座振替に変更することで、保険税額は変わりませんが、納付回数が変わります。世帯主以外の口座から引き落としを希望する場合であっても、納税通知書などの送付先は世帯主 (納税義務者) になります。

- ◆ 納付方法の変更は、口座振替によることが条件になります。納付書による普通徴収には変更できません。
- ◆ 特別徴収を停止し、口座振替による普通徴収を開始する期は、「申出書」をいただいてから 2 カ月以上かかります。
- ◆ 申出日の翌々月以降の最初の年金支給月から特別徴収を停止します。停止月以降の納期から口座振替での普通徴収に変更します。
- ◆ 口座振替による納付で滞納した場合 (残高不足で口座から振替ができなかった場合など) は、特別徴収に切り替えることがあります。

1 月から 12 月までの 1 年間に納付した国民健康保険税は、所得税確定申告や町都民税 (住民税) 申告の社会保険料控除として、その保険税を支払った方が所得から控除することができます。年金から特別徴収された保険税は、特別徴収された本人以外の方の社会保険料控除として申告することはできません。ただし、「申出書」により口座振替による普通徴収に変更した場合は、口座名義人の方の社会保険料控除として所得から控除することができます。